

国立大学法人京都大学会計実施規則の一部を改正する規則

国立大学法人京都大学会計実施規則（平成16年4月1日総長裁定制定）の一部を次のように改正する。
第11条第2項中「出納責任者」の下に「及び第8条第2項により設置された出納責任者」を加える。

附 則

この規則は平成17年1月14日から施行する。